

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

令和二年八月二十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 免許の取消しをした年月日

令和二年八月十九日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

龍 健太

三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 第二号に掲げる者の登録番号

第三一三五六号

五 免許取消しの理由

建築士法第九条第一項第一号による